

弁護団声明

2023年4月24日

スルガ銀行不正融資被害弁護団

(略称：S I 被害弁護団)

5

2023年4月21日、スルガ銀行は、投資家情報として、中期経営計画の参考資料「シェアハウス以外の投資用不動産向け融資についての当社対応状況」との情報（以下「当該投資家情報」という。）を公表しました。

10 当該投資家情報は、明らかに事実と反する箇所があり、また、あたかもスルガ銀行が当弁護団との交渉に真摯・誠実に対応してきたかのような誤った印象を与えるものであって、投資家情報として極めて不適切なものです。

当弁護団は、本件スルガ銀行不正融資問題の早期解決を目指してスルガ銀行との任意交渉を最優先すべく、2021年5月25日に当弁護団を結成した際に発出した弁護団声明以外、正式な弁護団声明を控えてきました。

15 しかし、当該投資家情報の不適切な内容を看過することはできず、以下のとおり、弁護団声明を発出するものです。

■当弁護団とスルガ銀行との任意交渉の経緯■

20 当弁護団は2021年5月25日に弁護団結成した当日にスルガ銀行に交渉申し入れを行い同年8月に第1回の任意交渉を行って以降、本日までの2年弱の期間で30回の交渉を重ねてきました。

言うまでもなく交渉の議論の出発点は、2018年9月7日の第三者委員会報告書および同年10月5日の金融庁による行政処分書で認定された事実です。ここで
25 は、シェアハウス融資だけでなくそれ以外のアパート・マンション融資（アパマン

融資) も含む投資用不動産関連融資全般に不正融資があったことが認定されています。これはまさにスルガ銀行が組織的に不正融資をしていたことが認定されたものです。

この認定事実をもとに当弁護団は2021年12月の段階ですでに、自己資金を証する通帳やレントロールが改ざんされている場合や実態より高い価額で売却融資実行されている場合には不正融資による不法行為被害を認め解決すべきであるとの提案をしています(「プラットフォーム」)。

これに対しスルガ銀行は態度を留保しつつ、スルガ銀行がようやく対案である「早期解決フレームワーク」を提案してきたのが2022年5月でした。当弁護団が交渉申し入れをしてから実に1年も経過してからのことでした。

しかも、スルガ銀行から提案された「早期解決フレームワーク」は極めて不十分な解決案であり(①)、かつ、「早期解決フレームワーク」に乗せるべき事案の範囲も著しく限定的で明白な高値掴みさせた事案さえ救済対象外としてしまいかねないものでした(②)。

そこで、当弁護団は、第三者委員会報告書、行政処分書およびスルガ銀行執行役員に対する懲戒解雇事件の東京地裁判決(2022年6月23日)で認定された事実等をもとに、スルガ銀行が提案する「早期解決フレームワーク」は極めて不十分な解決案であるから、これに別の解決の枠組みを加えるよう提案しています。しかしながら、スルガ銀行は組織的不正融資の実態を正視することなく(木を見て森を見ず)、当弁護団側の提案を拒否しつつけています。(以上、上記①の点)

また、当弁護団は2022年9月にスルガ銀行が提案する「早期解決フレームワーク」に乗せるべき事案の範囲の具体的検討のためのテストケースとして20数件の事案を提示しました。しかし、同年10月にスルガ銀行側が認めてきたのは2件だけで、その検証結果は被害実態を見ない経験則に反するものでした。当弁護団はその再考を強く迫り、スルガ銀行がさらに検討するための具体的被害案件についての情報提供を2022年12月から行ってきました。これについてようやく本年

2023年4月になってスルガ銀行が再検討結果を示してきました。ただその再検討結果も被害実態を見ない経験則に反するものと評価せざるを得ないものです。

(以上、上記②の点)

5 以上のとおり、当弁護団とスルガ銀行との任意交渉はその途上であり、早期に解決すべきとの方向性では一致しているものの、具体的な解決方法や解決範囲につき一致を見ていません。

その一番の要因だと当弁護団が考えるのが、本件不正融資に対するスルガ銀行側の向き合い方です。本件不正融資が組織的な不法行為であり、それが第三者委員会報告書、行政処分書および執行役員懲戒解雇事件東京地裁判決書等で認められたものであるにもかかわらず、スルガ銀行はこれを正視していないと評価せざるを得ないのです。

■当該投資家情報に対する反論■

15 4月21日に公表された当該投資家情報は、明らかに事実と反する箇所があり、また、あたかもスルガ銀行が当弁護団との交渉に真摯・誠実に対応してきたかのような誤った印象を与えるものであって、投資家情報として極めて不適切なものです。

その主なものを掲げると以下のとおりです。

20

(明らかに事実と反する箇所)

【はじめに】

・ 【はじめに】の冒頭で「一部報道機関が、当社が把握している事実とは明らかに異なる情報や裁判所等で係争中の相手方当事者の一方的な主張のみに基づく報道を行っています」と記載されています。しかしながら、報道機関がスルガ銀行に事実確認をすることなく一方当事者の言い分のみで報道することはあり

25

得ません。報道機関がスルガ銀行の認識とは異なる情報をもとに報道したとしても、それは適切な取材のもとに公平公正な報道をした結果です。上記記載は明らかに事実と反します。

- また、[はじめに]の中で「SSないしSI被害者同盟に属する債務者には、これらの虚偽の情報を拡散して当社に不当な圧力をかける」と記載されています。しかし、SSないしSI被害者同盟に属する債務者（SS被害弁護団依頼者ないし当弁護団依頼者）が「ある債務者」の行為が「虚偽の情報」であることを認識して拡散した事実はありません。明らかに事実と反します。

10 (真摯・誠実に対応してきたかのような誤った印象を与える部分)

[これまでの当社対応状況]

- [これまでの当社対応状況]で当弁護団の略称につき、「スルガ銀行不正融資被害弁護団（以下「SI弁護団」といいます。）」と略称しています。しかしながら、当弁護団は結成当初からその略称を「SI被害弁護団」と呼称し、Webサイ
15 トにもその略称をかかげ、もちろん、スルガ銀行との交渉の際にも「SI被害
弁護団」を略称として呼称しています。これを当該投資家情報においてことさ
ら「被害」を略称から落として「SI弁護団」と呼称するのは本件不正融資の
不法行為被害性をあえて糊塗するものであり、誤った印象を与えるものです。

[アパマン問題・組織的交渉先に対する当社対応方針]

- 「①早期解決案の提示」の部分で、「当社はSI弁護団に対して『早期解決フ
20 レームワーク』を2022年5月に提案しております」と記載しています。こ
の記載は読む者をして「1年前にすでに提案しているのか」との印象を与える
ものです。しかし上述したとおり、スルガ銀行が「早期解決フレームワーク」
を提案してきたのは当弁護団が交渉を申し入れてから1年も経ってのことです
25 し、当弁護団が具体的解決案を提示した2021年12月から5か月も経って
のことです。しかもその内容は極めて不十分なものであり、またあてはめにお

いても被害実態を見ない経験則に反するものです。これら交渉経緯ないし交渉内容を説明することなく「2022年5月に早期解決案を提示した」という情報だけ開示するのは、スルガ銀行が真摯・誠実に対応してきたかのような誤った印象を与えるもので、投資家情報として極めて不適切です。

5 • 同じく「①早期解決案の提示」の部分で「議論の前提となるS I 弁護団からの資料提供は2023年3月に本格化したという状況であり」と記載しています。この記載は読む者をして「議論が進まなかったのはS I 被害弁護団の資料提出が遅くなったからか」との印象を与えるものです。しかし上述のとおり、

10 ク」に乗せるべき事案の範囲の具体的検討のためのテストケースとして20数件の事案を提示しましたが、同年10月にスルガ銀行側が認めてきたのは2件だけで、その検証結果は被害実態を見ない経験則に反するものでした。当弁護団はその再考を強く迫り、スルガ銀行がさらに検討するための具体的被害案件

15 うやく本年2023年4月になってスルガ銀行が再検討結果を示してきましたが、その再検討結果も被害実態を見ない経験則に反するものと評価せざるを得ないものです。

20 「③個別案件に応じた判断」の部分の冒頭で「S I 弁護団は一律解決を主張しています」との記載があります。しかしながら、当弁護団は硬直的な一律解決を主張しているものではありません。上述のとおり、当弁護団は、スルガ銀行の組織的不正融資の実態からすればスルガ銀行が提案する「早期解決フレームワーク」は極めて不十分な解決案であり、これに加えて別の解決の枠組みも提案しています。この別の解決の枠組みの要件の一つとして「通帳の改ざんがあれば早期解決案件に乗せるべき」という提案をしていますが、これをもってスルガ銀行が「一律解決を主張している」というのであれば、それは当弁護団が

25 依頼を受けている被害者の各物件の融資のすべてに「通帳の改ざん」があるだ

けのことで、結果として一律解決になるとすればそれは当該融資のすべてについて不正融資、不法行為が成立するに過ぎません。これは組織的不正融資、組織的不法行為の結果に過ぎないのです。

- 5 • 「③個別案件に応じた判断」の「i」において「アパマン融資の約8割で不正は認められておらず、S I 弁護団等の主張するように全案件で不法行為があったことを前提にはできません」との記載があります。この記載は読む者をして「S I 被害弁護団の受任案件でも不正融資は約2割であって、それ以外の約8割は不正融資に当たらないのか」との印象を与えるものです。しかしながら、当弁護団は、預金通帳・レントロール等が改ざんされたり物件を高値掴みさせられたことが明白な案件であることを受任の要件としており、実際、受任した債務者の各融資の融資審査資料を検証したところ、通帳の偽造、売買契約書の偽造改ざん、レントロールの改ざん等、何らかの偽造改ざんが認められた件数
10 は100%でした。よって全案件で不正融資が認められるのであり、全件調査で述べられている基準からすると不正が認められた割合は10割です。このことはすでに交渉の中でスルガ銀行側にデータとともに開示し主張しているものです。にもかかわらず、上記のように記載することは読む者をして誤った印象を与えるものであり、投資家情報として不適切です。
- 20 • 「③個別案件に応じた判断」の「ii」で、銀行が不動産業者や債務者によって騙されたというケースも見られると主張されています。この記載は読む者をして「S I 被害弁護団受任ケースの中にこのようなケースがあるのか」との印象を与えかねないものです。しかしながら、当弁護団との交渉においてスルガ銀行が主張するような具体的なケースがあるということを合理的根拠とともに示されたことは1例もなく、本当にこのようなケースがあったかは全く検証されていません。
- 25 • 「③個別案件に応じた判断」の「iii」で、個別事情に応じて司法判断や和解等が成立しているから一律解決を選択することは困難であると主張されていま

す。しかしながら、上記のとおり、当弁護団は「一律解決」を希求しているのではなく、前提が誤っています。

【今後の対応について】

- ・ [今後の対応について] の部分で「当社としては、できる限り早期の解決を図ることを強く希望しております」「順次速やかに解決が図れるよう、当社は全力で支援・協力をしていきます」と記載されています。これを読む者をして文字通り「スルガ銀行は早期解決のために全力で協力しているのだな」との印象を与えるものです。しかしながら、「当弁護団とスルガ銀行との任意交渉の経緯」で上述をしたとおり、スルガ銀行側の対応は遅々としたもので、かつ、極めて不十分なものです。また、スルガ銀行側からの書類の開示も極めて遅いものであって、とても「できる限り早期の解決を図る」者の行為とは思われません。

以上の指摘は主なものだけであり、すべてではありません。

- しかし、以上を指摘しただけでも、当該投資家情報が投資家情報として極めて不適切なものであることが分かります。

当弁護団は、スルガ銀行に対し、このような投資家に誤った印象を与え、投資判断をゆがめるような公表を控えるよう求めるとともに、改めて、当弁護団および不正融資被害者に対し真摯・誠実に対応し、早期の抜本的救済を決断するよう求めます。

20

以上